

## 地域歳末たすけあい運動福祉関係団体助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同募金運動の一環として、安中市内で地域の福祉課題に対して解決を目指す活動をしている団体に対して助成金を交付することにより、誰もが地域の中で孤立することがなく安心して暮らしていける福祉のまちづくりの理解と参加を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱において、助成対象団体は、次に掲げる事項のすべてに該当する団体とする。

- (1) 安中市内を中心に活動をしている団体
- (2) おおむね5人以上で活動をしている団体
- (3) その他、本法人の会長（以下会長）が必要と認めた団体

(助成対象活動)

第3条 この要綱において、助成の対象となる活動は、次に掲げる要件のいずれかを満たしたものであるとする。

- (1) 地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動
- (2) 福祉の困りごとを持つ方や世帯への支援
- (3) 防災、災害時など要援護者支援活動の推進
- (4) その他、会長が必要と認めた活動

(助成対象外団体及び助成対象外活動)

第4条 この要綱において、助成対象外団体及び助成対象外活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 営利又は政治・宗教に関する活動を目的とする団体
- (2) 暴力団又は暴力団員等が関与している団体
- (3) 会員のみの活動を目的とする団体
- (4) その他適切ではないと認めた団体
- (5) 団体等の人件費
- (6) 行政等からの委託事業
- (7) その他、適切でないと認めた経費

(助成金額)

第5条 助成金額は、1団体7万円以内とする。

活動実施年度（申請した翌年度）に赤い羽根の地域配分を受ける場合は同時に地域歳末たすけあい運動福祉関係団体助成の申請はできません。

(申請)

第6条 助成金を希望する団体は、活動実施前年度の定めた期間内に、福祉関係団体助成金申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて会長に提出するものとする。申請については、次年度の活動実施前までに必ず申請団体が行うこととする。

(審査・決定)

第7条 会長は、前条の規定により福祉関係団体助成金申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ助成金の交付の可否を決定し、その結果を福祉関係団体助成金交付（様式2-1号）・不交付決定通知書（様式2-2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 第7条により交付決定と判断された場合は、助成金の交付をする。

(助成金の交付条件)

第9条 会長は、助成金の交付決定をするときは、次の条件を付するものとする。

(1) 交付した助成金が目的に反するときは、助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(助成金の実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた団体は、活動が完了したら速やかに福祉関係団体助成活動報告書(様式第3号)に必要な事項を記入し、関係書類を添えて会長に提出するものとする。

(周知)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、住民に「地域歳末たすけあい運動」の助成金で活動が実施されていることがわかるように、印刷物や掲示により周知をする。

(財源)

第12条 この事業は、地域歳末たすけあい運動の財源を充てて助成するものとするが、毎年度の予算の範囲内で実施するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この活動に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。